

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案について

平成20年10月  
総合政策局

## 目的・背景

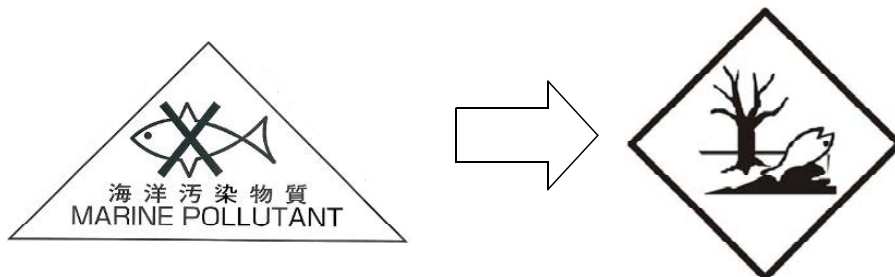
危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づく国際海上危険物規程（IMDGコード）に技術基準が定められており、我が国においては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「施行規則」という。）等において国内担保しているところである。

IMDGコードは、危険物の運送に関する諸条件等について規定した「危険物運送に関する国連勧告」に基づき、船舶によりばら積以外の方法で輸送される海洋汚染物質の運送について規定しているものである。今般、上記国連勧告が改正されたことを受け、本年5月に開催されたIMOの第84回海上安全委員会（MSC84）において環境有害物質の判定基準の追加等を内容とするIMDGコードの改正が採択（以下「改正IMDGコード」という。）されたことから、その内容を我が国内においても担保する必要があるため、施行規則を改正するものである。

なお、改正IMDGコードの発効日は平成22年1月1日であるが、同じく上記国連勧告に基づく「航空及び陸上における危険物の国際運送規則」の改正内容については平成21年1月1日に発効することから、輸送モードの違いによる不都合を解消するため、IMOにおいても各国に同日の施行を推奨している。ただし、改正内容に対応できない業者もあるため、今回の改正については平成21年1月1日を施行日とした上で、附則において1年間の経過措置を設けることとする。

## 概要

- (1) ばら積み以外の方法で輸送される海洋汚染物質の容器及び包装について、記載する内容物の品名に、一般的に使用されている化学名を記載しなければならないこととする。
- (2) 内容物が海洋汚染物質であることを示す標札の様式を「危険物輸送に関する国連勧告」に規定されるものに変更する。



## スケジュール（予定）

公 布 ： 平成20年12月上旬

施 行 ： 平成21年1月1日